

白岡市「週休2日制モデル工事」試行要領

(趣旨)

第1条 建設業界では、就業者の高齢化や若年層の早期離職など、将来の担い手確保・育成が大きな課題となっており、就業者の処遇改善や休日の確保等、働き方改革を進めることが求められている。

特に、週休2日の実現は、建設業界が魅力的な職場となり、若年者をはじめとする担い手の確保につなげるためにも必要不可欠であり、将来にわたる週休2日の定着に向けて、「週休2日制モデル工事」を試行するものである。

本要領は、白岡市が発注する建設工事において、「週休2日制モデル工事（以下、モデル工事と呼ぶ。）」を試行するために必要となる事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) モデル工事

「週休2日制モデル工事（現場閉所型）（以下、モデル工事（現場閉所型）と呼ぶ。）」及び「週休2日制モデル工事（交替制）（以下、モデル工事（交替制）と呼ぶ。）」の総称をいう。

(2) モデル工事（現場閉所型）

対象期間において、4週8休以上の現場閉所に取り組む方式。

1) 週休2日

対象期間において、4週8休（現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上を達成したと認められる状態をいう。

2) 対象期間

契約工期のうち、現場着手日から現場完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇、夏季休暇、工場製作のみの期間、工事一時中止期間、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は、対象期間に含み、そのうち週休日（原則として土曜日及び日曜日）のみを現場閉所日としてカウントすることとする。

3) 現場閉所

対象期間中に現場事務所での事務作業も含めて、1日を通して現場が閉所された状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所及び巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合については、現場閉所日数に含めるものとし、閉所が確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定も含め、監督員に報告するものとする。

4) 現場閉所日

対象期間中に現場閉所を行う日は、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることもで

きる。

なお、現場閉所日は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。

5) 現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入または仮設工事等を開始する日をいう。

6) 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業がすべて完了する日をいう。

7) 現場閉所率

現場閉所率 = 対象期間内の現場閉所日数 ÷ 対象期間の日数

(3) モデル工事（交替制）

対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人が交替しながら4週8休以上の休日確保に取り組む方式。

1) 週休2日

対象期間において、4週8休（対象者の平均休日数の割合（以下、「平均休日率」という。）が28.5%（8日/28日）以上を達成したと認められる状態をいう。

2) 休日

対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での事務作業を含む）を24時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

3) 対象者

当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分のみ）全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が1週間未満の場合は除く。

4) 対象期間

契約工期のうち、対象者の従事期間をいう。

下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とする。

5) 休日率

休日率 = 対象期間内の休日日数 ÷ 対象期間の日数

6) 平均休日率

平均休日率 = 対象者の休日率の合計 ÷ 対象者数

(対象とする工事)

第3条 モデル工事は、当面の間は市が指定した工事を対象とする。

(発注方式)

第4条 モデル工事（現場閉所型）による発注を原則とするが、現場閉所が困難な工事については、モデル工事（交替制）とすることができる。

2 モデル工事（交替制）として発注した場合において、受注者がモデル工事（現場

閉所型)を希望するときは、現場施工着手前に受発注者間で協議し、モデル工事(現場閉所型)に変更ができるものとする。

- 3 発注者は、モデル工事の発注に当たっては、別紙1に基づき入札公告及び特記仕様書に発注方式を明示するものとする。

(工期の設定)

第5条 発注者は、契約工期の設定では、通常算入する準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間に加え、週休2日の実施に係る受発注者の事務処理期間として、14日を上乗せするものとする。

- 2 契約工期の変更理由が、以下に示す受注者の責によらない場合は、発注者と受注者が協議の上、適切に工期の変更を行う。

- ・受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた
- ・著しい悪天候により、作業不稼働日が多く発生した
- ・工事中止や工事一部中止により、全体工程に影響が生じた
- ・資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた
- ・その他特別な事情により、全体工程に影響が生じた

(経費の補正)

第6条 モデル工事(現場閉所型)の当初の予定価格においては、次に掲げる経費にそれぞれの補正係数を乗じた補正を行うものとし、施工後に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行う。

「モデル工事(現場閉所型)」の補正係数

経 費	4週8休以上
労 務 費	1.05
機械経費(賃料)	1.04
共通仮設費率	1.04
現場管理費率	1.06

※市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上については、補正係数を乗じた単価を使用すること。

- 2 モデル工事(交替制)の当初の予定価格においては、次に掲げる経費に4週8休以上の補正係数を乗じた補正を行うものとし、施工後に休日確保状況の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、達成状況に応じ、請負代金額のうち補正の差分を減額して契約変更を行う。

「モデル(交替制)」の補正係数

経 費	4週8休以上	4週7休以上、 4週8休未満	4週6休以上、 4週7休未満
労 務 費	1.05	1.03	1.01
現場管理費率	1.03	1.02	1.01

※モデル工事（交替制）については、市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上の対象外であるため、積算にあたっては十分注意すること。

（実施方法）

第7条 発注者は、入札公告にモデル工事である旨を明示するとともに、特記仕様書を添付するものとする。

2 現場施工着手前に、以下のとおり対応するものとする。

（1）受注者は、週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。

（2）モデル工事（現場閉所型）の受注者は、現場施工着手日から28日分の「休日取得計画書（様式1）」を提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受ける。

（3）受注者は、対象期間中、モデル工事であることをPRする「掲示図（様式4）」を工事現場に設置する。

3 対象期間中は、以下のとおり対応するものとする。

（1）モデル工事（現場閉所型）

1）受注者は、翌28日分の「休日取得計画書（様式1）」を7日前までに提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受ける。28日に満たない最終期間は7日ごとに確認を受け、7日に満たない最終週は対象期間から除く。

2）28日間終了後、「休日取得実績書（様式2）」を7日間の内に提出し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。28日に満たない最終期間は7日ごとに確認を受ける。

3）天候の影響や地元対応等により、現場閉所日の振替を行う場合は、原則として、事前に工事記録を提出し、発注者の承認を受けることとするが、天候の急変や緊急工事など急を要する場合は、事後報告でも可とする。

4）発注者は、現場閉所日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等にはクイックレスポンスに努める。

5）受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

（2）モデル工事（交替制）

1）受注者は、毎月末に当月分の「休日確保状況チェックリスト（様式3）」を発注者に提出し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。また、チェックリストの確認用に、休日確保状況を確認できる書類（作業日報等）を発注者に提示する。

2）対象期間終了後は、速やかに最終月の「休日確保状況チェックリスト（様式3）」を発注者に提出し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。

3）受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

4 現場施工完了時には、以下のとおり対応するものとする。

（1）受注者は、現場施工完了日以降3日以内に、対象期間全ての「休日取得実績書（様式2）」及び「休日取得実績書【集計表（様式2-2）】又は「休日確保状況チェックリスト（様式3）」を提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、休日の達成状況について発注者の確認を受ける。

- (2) 発注者は、現場閉所の達成状況に応じ、週休2日に係る経費について、必要となる精算変更の契約を行う。
- (3) 現場完成日が工期終期に近く、設計変更等の手続き期間を取れない恐れがある場合には、受発注者協議により取組の実績を確認する日を決定するものとし、それ以降は、現場閉所日又は休日を協議により決定し、これに基づき精算変更の契約を行う。

(アンケート調査)

第8条 アンケート調査を行う場合は、受注者に対し協力を依頼する。

(工事成績評価における評価)

第9条 工事成績評価における加点は行わない。なお、週休2日が達成できなかったことによる減点はない。

(その他)

第10条 その他必要な事項は別に定める。

附則

本要領は、令和6年8月19日から施行する。

別紙 1

(入札公告及び特記仕様書への「週休 2 日制モデル工事」である旨の明示)

<入札公告>

1 入札対象工事

(8) その他

本工事は、白岡市「週休 2 日制モデル工事 (※型)」の試行対象工事である。

※発注方式により、「現場閉所型」もしくは「交替制」を記入

<特記仕様書>

1 週休 2 日制モデル工事

(1) 本工事は、白岡市「週休 2 日制モデル工事 (※型)」の試行対象工事である。

試行の実施は、白岡市「週休 2 日制モデル工事」試行要領によるものとする。

試行要領は、白岡市ホームページで確認のこと。

白岡市ホームページ

https://www.city.shiraoka.lg.jp/shigoto_sangyo/nyusatsu_keiyaku/2660.html

※発注方式により、「現場閉所型」もしくは「交替制」を記入